

大通達甲（広報）第12号
令和5年4月19日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

警務部広報課長
交通部高速道路交通警察隊長 殿
各警察署長

警 務 部 長

犯罪被害者等の支援に係る部内カウンセラーの運用について（通達）

犯罪被害者等は、その犯罪等による直接的な被害だけでなく、その結果として生じる精神的被害、経済的負担等の副次的な被害に苦しめられることも多く、特に精神的被害は極めて深刻であり、著しいストレスを抱え、精神的な支援を必要としている者が多数認められる。

そこで、犯罪被害者等の精神的被害の軽減及び回復を図るため、別添のとおり「犯罪被害者等の支援に係る部内カウンセラー運用要綱」を制定したので、効果的な運用に努められたい。

（広報課犯罪被害者支援係）

別添

犯罪被害者等の支援に係る部内カウンセラー運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）の精神的被害の軽減及び回復を図るため、警務部広報課（以下「広報課」という。）に配置されている警察職員（広報課に併任されている者を含む。）のうち、臨床心理士又は公認心理師の資格を有しており犯罪被害者等の精神的支援を行うもの（以下「部内カウンセラー」という。）の任務及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

部内カウンセラーは、捜査部門と連携の上、犯罪被害者等に関する情報を共有し、次に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 犯罪被害者等に対する初期段階におけるカウンセリング
- (2) 犯罪被害者等の相談等に対する助言
- (3) 警察職員の代理受傷に関する助言
- (4) 犯罪被害者支援におけるカウンセリングに関する警察職員への指導及び教養
- (5) その他、犯罪被害者等の精神的支援に関し警務部広報課長（以下「広報課長」という。）が必要と認めた支援活動

第3 派遣

1 派遣対象事件

部内カウンセラーの派遣は、「指定被害者支援要員制度の運用に関する要綱の改正について」（令和5年3月31日付け大通達甲（広報）第6号ほか）に定める対象事件において、部内カウンセラーによる精神的支援の必要性が真に認められる犯罪被害者等が発生している場合に行うものとする。

2 派遣要請

交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「署長等」という。）は、犯罪被害者等に対して部内カウンセラーによる精神的支援を行う必要があると判断したときは、犯罪被害者等の要望を確認した上で、部内カウンセラー派遣要請書（第1号様式）により、広報課長に部内カウンセラーの派遣を要請するものとする。ただし、事案の状況等から緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に部内カウンセラー派遣要請書を提出するものとする。

3 派遣決定

広報課長は、派遣要請を受けた場合で派遣が必要と認めるときは、速やかに部内カウンセラーを派遣するものとする。

なお、部内カウンセラーが広報課に併任されている者である場合は、当該部内カウンセラーが所属する所属の長と協議の上、当該部内カウンセラーを派遣するものとする。この場合において、当該部内カウンセラーが所属する所属の長は、広報課長と連携し、

速やかに当該部内カウンセラーの派遣について対応するものとする。

4 派遣期間

部内カウンセラーの派遣期間は、広報課長が犯罪被害者等の精神的支援のために必要と認める期間とする。

5 派遣の特例

広報課長は、署長等から派遣要請がない場合であっても、部内カウンセラーの派遣を必要とする特別の事情があると認めるときは、派遣要請を待つことなく、部内カウンセラーを派遣することができるものとする。

第4 運用上の留意事項

- (1) 署長等は、部内カウンセラーの業務に関し、広報課長と緊密に連携を図るものとする。
- (2) 署長等は、部内カウンセラーの業務の重要性及び目的を認識し、部内カウンセラーが業務を行う際に支障を来すことのないように配慮するとともに、必要な情報の提供を行うものとする。
- (3) 交通部高速道路交通警察隊又は警察署に派遣された部内カウンセラーは、署長等の指揮の下、犯罪被害者等の支援活動を行う警察職員と緊密に連携を図るものとする。
- (4) 広報課長及び署長等は、部内カウンセラーの代理受傷の予防に最大限配慮するものとする。

第5 報告

部内カウンセラーは、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施したときは、その結果をカウンセリング結果報告書（第2号様式）により、広報課長に報告するとともに、派遣先の署長等にその写しを提出するものとする。

第6 警察職員の代理受傷に関する支援

署長等は、警察職員の代理受傷に関する支援を必要と認めるときは、その旨を広報課長に連絡し、部内カウンセラーによる支援を要請することができる。この場合において、広報課長は、当該支援が必要と認めるときは、部内カウンセラーに支援活動を行わせるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

第1号様式

第 年 月 日 号

警務部広報課長 殿

(所 属 長)

部内カウンセラー派遣要請書

次の犯罪被害者等に対する精神的支援のため、部内カウンセラーの派遣を要請します。

事件名	
犯罪被害者	住 所 職 業 氏 名 生年月日 (歳)
	発 生 日 発 生 場 所 認 知 日 被害状況
被害概要	
犯罪被害者等の 精神的被害の状況	
その他参考事項	
担当者	(所属) 課 係 階級 氏 名 (警察電話 -)

※ 必要に応じて枠の増減等を行うこと。

第2号様式

年 月 日

警務部広報課長 殿

(所属) 課
係
氏名

カウンセリング結果報告書

事件名	
犯罪被害者名	
カウンセリング対象者 (犯罪被害者との関係)	
実施期間	年 月 日 から 年 月 日
カウンセリング内容	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり
措置等	1 終結 2 継続 3 関係機関への引継ぎ () 4 その他 ()
要請状況	1 要請日 年 月 日 2 要請者 (所属) 課 係 氏名

※ 必要に応じて枠の増減等を行うこと。

別紙

番号	日時・場所	カウンセリング内容等	確認
1			